

改 正 後	現 行
(四) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるものとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ③ その他 (一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場合において、「押印についてのQ&A」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。 (二) 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める場合にあっては、事業者過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。 2 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ① 居宅介護サービス費の算定について 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者	(四) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるものとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ③ その他 (一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場合において、「押印についてのQ&A」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。 (二) 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める場合にあっては、事業者過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。 2 介護給付費 (1) 居宅介護サービス費 ① 居宅介護サービス費の算定について 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者

改正後	現 行
の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。 また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。 なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。 ② 基準単価の適用について 居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。 ③ 居宅介護の所要時間について (一) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間30分未満の「居宅における身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。)など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サ	の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。 また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。 なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。 ② 基準単価の適用について 居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。 ③ 居宅介護の所要時間について (一) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間30分未満の「居宅における身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。)など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サ

改 正 後	現 行
ービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合にあつては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」（以下「家事援助中心型」という。）を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。 (二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。 (三) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあつてはこの限りでない。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。 ④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について	ービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合にあつては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」（以下「家事援助中心型」という。）を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。 (二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。 (三) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあつてはこの限りでない。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。 ④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について

改 正 後	現 行
「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、 「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。 ⑤ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」という。)(以下「通院等介助」と総称する。)の単位を算定する場合について 利用目的について、「通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のため」とは、病院への通院等(この場合の「通院等」には入院と退院を含む。)を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が	「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、 「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。 ⑤ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」という。)(以下「通院等介助」と総称する。)の単位を算定する場合について 利用目的について、「通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のため」とは、病院への通院等(この場合の「通院等」には入院と退院を含む。)を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が

改正後	現行
中心である場合」(以下「通院等乗降介助」という。)としての通院等の介助と同じものである。 また、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)、指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、地域活動支援センター、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(以下「地域生活支援事業通知」という。))の別紙1地域生活支援事業実施要綱別紙1-11に定める生活訓練等及び日中一時支援から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。 ⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について (一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費(運賃)は評価しない。 (二) 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。	中心である場合」(以下「通院等乗降介助」という。)としての通院等の介助と同じものである。 また、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)、指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、地域活動支援センター、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(以下「地域生活支援事業通知」という。))の別紙1地域生活支援事業実施要綱別紙1-11に定める生活訓練等及び日中一時支援から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。 ⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について (一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費(運賃)は評価しない。 (二) 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

改正後	現 行
(三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。 (四) サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。 また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。 (五) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等で	(三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。 (四) サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。 また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。 (五) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等で

改 正 後	現 行
の「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。 なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。 (六) 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。 ⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分について 「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。 (例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。 ⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について 「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ	の「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。 なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。 (六) 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。 ⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分について 「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。 (例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。 ⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について 「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ

改 正 後	現 行
当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。 ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて （一） 「身体介護中心型」の単位を算定する場合 ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 2 条の 2 の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)による改正前の介護保	当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。 ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて （一） 「身体介護中心型」の単位を算定する場合 ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 2 条の 2 の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)による改正前の介護保

改 正 後	現 行
険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」 ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」 (二) 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。)(以下「旧外出介護研	険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」 ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」 (二) 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。)(以下「旧外出介護研

改 正 後	現 行
修了者」という。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」 ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」 (三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程修了者(以下「生活援助従事者研修修了者」という。) → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」 (四) 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」 (五) 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出	修了者」という。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」 ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」 (三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程修了者(以下「生活援助従事者研修修了者」という。) → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」 (四) 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」 (五) 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合 ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」 イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出

改 正 後	現 行
介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」 (六) その他 居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。 ⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて (一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」 次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。 ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることがされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 (i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣	介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」 (六) その他 居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。 ⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて (一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」 次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。 ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることがされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 (i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣

改正後	現 行
される場合の単位数 (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合 (i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 (二) 「家事援助中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」 ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事	される場合の単位数 (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合 (i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 (二) 「家事援助中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」 ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事

改正後	現 行
者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 (三) 「通院等乗降介助」 ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 ⑪ 指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内	者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 (三) 「通院等乗降介助」 ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 ⑪ 指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内

改正後	現 行
の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱いについて (一) 同一敷地内建物等の定義 注9の2における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。 (二) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。以下同じ。)の定義 ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における	の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱いについて (一) 同一敷地内建物等の定義 注9の2における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。 (二) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。以下同じ。)の定義 ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における

改 正 後	現 行
る1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。 (三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。 (同一敷地内建物等該当しないものの例) ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 (四) (一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。 (五) 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。 イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけ	る1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。 (三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。 (同一敷地内建物等該当しないものの例) ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 (四) (一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。 (五) 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。 イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけ

改正後	現行
る1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。 ⑫ 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について (一) 2人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件(平成18年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。)第1号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。 (二) 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い 派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該	る1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。 ⑫ 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について (一) 2人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件(平成18年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。)第1号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。 (二) 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い 派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該

改正後	現 行
居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数)を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。 ⑬ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の 15 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 15 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 15 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 8 分未満である場合には、当該 15 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。 また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する	居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数)を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。 ⑬ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の 15 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 15 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 15 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 8 分未満である場合には、当該 15 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。 また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する

改 正 後	現 行
時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。))が 15 分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。 なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。 ⑭ 特定事業所加算の取扱いについて 特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。 (一) 体制要件 ア 計画的な研修の実施 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。以下「第 543 号告示」という。)第 1 号イ(1)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 イ 会議の定期的開催 第 543 号告示第 1 号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居	時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。))が 15 分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。 なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。 ⑭ 特定事業所加算の取扱いについて 特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。 (一) 体制要件 ア 計画的な研修の実施 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。以下「第 543 号告示」という。)第 1 号イ(1)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 イ 会議の定期的開催 第 543 号告示第 1 号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居

改正後	現行
宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。 また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告 第543号告示第1号イ(2)(㋂)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければ	宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。 また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告 第543号告示第1号イ(2)(㋂)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければ

改 正 後	現 行
ならない。 ・ 利用者のＡＤＬや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、１日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。 サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に１括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。 同(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能である。 また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末	ならない。 ・ 利用者のＡＤＬや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、１日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。 サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に１括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。 同(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能である。 また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末

改正後	現行
年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。 なお、同(二)の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。 エ 定期健康診断の実施 第 543 号告示第 1 号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも 1 年以内ごとに 1 回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも 1 年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。 オ 緊急時における対応方法の明示 第 543 号告示第 1 号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。 カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修 第 543 号告示第 1 号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同	年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。 なお、同(二)の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。 エ 定期健康診断の実施 第 543 号告示第 1 号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも 1 年以内ごとに 1 回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも 1 年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。 オ 緊急時における対応方法の明示 第 543 号告示第 1 号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。 カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修 第 543 号告示第 1 号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同

改正後	現行
行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 (二) 人材要件 ア 居宅介護従業者要件 第543号告示第1号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。 看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(6)の要件に含むものとする。 また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。 なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間	行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 (二) 人材要件 ア 居宅介護従業者要件 第543号告示第1号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。 看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(6)の要件に含むものとする。 また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。 なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間

改正後	現 行
(1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。 イ サービス提供責任者要件 第 543 号告示第 1 号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。 「5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは 1 級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含むものとする。 また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第 5 条第 2 項の規定により常勤のサービス提供責任者を 2 人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を 1 人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を 2 人以上配置しなければならないとしているものである。 なお、同号ニ(3)については、指定障害福祉サービス基準第 5 条第 2 項の規定により配置されることとされている常勤のサ	(1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。 イ サービス提供責任者要件 第 543 号告示第 1 号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。 「5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは 1 級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含むものとする。 また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第 5 条第 2 項の規定により常勤のサービス提供責任者を 2 人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を 1 人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を 2 人以上配置しなければならないとしているものである。 なお、同号ニ(3)については、指定障害福祉サービス基準第 5 条第 2 項の規定により配置されることとされている常勤のサ

改 正 後	現 行
ービス提供責任者が 2 人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を 1 人以上配置しなければならないこととしているものである。 (三) 重度障害者対応要件 第 543 号告示第 1 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者、児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(以下「重度障害児」という。)の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者及び重度障害児の人数を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているも	ービス提供責任者が 2 人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を 1 人以上配置しなければならないこととしているものである。 (三) 重度障害者対応要件 第 543 号告示第 1 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者、児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(以下「重度障害児」という。)の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者及び重度障害児の人数を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているも

改正後	現 行
のに限られること。 (四) 割合の計算方法 (二)アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。 ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 イ 前 3 月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。 また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。 (五) 経過措置 令和 6 年 3 月 31 日において第 543 号告示第 1 号イ、ハ又はニの適用を受けている事業所に係る同号イ、ハ又はニの適用については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。 ⑮ 特別地域加算の取扱いについて 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ⑯ 緊急時対応加算の取扱いについて	のに限られること。 (四) 割合の計算方法 (二)アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。 ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 イ 前 3 月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。 また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。 (五) 経過措置 令和 6 年 3 月 31 日において第 543 号告示第 1 号イ、ハ又はニの適用を受けている事業所に係る同号イ、ハ又はニの適用については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。 ⑮ 特別地域加算の取扱いについて 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ⑯ 緊急時対応加算の取扱いについて

改正後	現 行
(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。 (二) 当該加算は、1 回の要請につき 1 回を限度として算定できるものとする。 (三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(三)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が 20 分未満であっても、30 分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が 2 時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。 (四) 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。 (五) 市町村により地域生活支援拠点等(法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)として位置付けられていること並びに市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携及び調整に従事する者(以下「連携担当者」という。)を 1 名以上配置している	(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。 (二) 当該加算は、1 回の要請につき 1 回を限度として算定できるものとする。 (三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(三)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が 20 分未満であっても、30 分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が 2 時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。 (四) 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。 (五) 市町村により地域生活支援拠点等(法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)として位置付けられていること並びに市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携及び調整に従事する者(以下「連携担当者」という。)を 1 名以上配置している

改 正 後	現 行
ことを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や3の(7)の⑤の(一)に規定する拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 ⑰ 初回加算の取扱いについて (一) 本加算は、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。 (二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を	ことを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や3の(7)の⑤の(一)に規定する拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 ⑰ 初回加算の取扱いについて (一) 本加算は、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。 (二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を

改正後	現行
記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。 ⑱ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 ⑲ 福祉専門職員等連携加算について （一）「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」とい	記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。 ⑱ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 ⑲ 福祉専門職員等連携加算について （一）「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」とい

改正後	現行
う。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。 (二) 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。 (三) 社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。 (四) 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内に上限 3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。 (五) 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 ⑳ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 6 年 3 月 26 日付け障障発 0326 第 4 号、こ支障第 86 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。	う。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。 (二) 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。 (三) 社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。 (四) 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内に上限 3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。 (五) 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 ⑳ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 6 年 3 月 26 日付け障障発 0326 第 4 号、こ支障第 86 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。

改正後	現 行
(2) 重度訪問介護サービス費 ① 重度訪問介護の対象者について (一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合 区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 2肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。)別表第1における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの イ 行動関連項目合計点数(第543号告示第4号に規定する行動関連項目合計点数をいう。以下同じ。)が10点以上である者 (二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合 (一)のうち、区分4以上に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者 ② 重度訪問介護サービス費の算定について 重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうも	(2) 重度訪問介護サービス費 ① 重度訪問介護の対象者について (一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合 区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 2肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。)別表第1における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの イ 行動関連項目合計点数(第543号告示第4号に規定する行動関連項目合計点数をいう。以下同じ。)が10点以上である者 (二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合 (一)のうち、区分4以上に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者 ② 重度訪問介護サービス費の算定について 重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうも

改正後	現行
のである。 したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。 ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。 また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。 なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。 (一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等	のである。 したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。 ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。 また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。 なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。 (一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等

改正後	現行
の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。 なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 20 条第 7 号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。 このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。 また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。 (二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができ	の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。 なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 20 条第 7 号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。 このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。 また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。 (二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができ

改正後	現行
る者とする。 (三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。 (四) 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の 100 分の 80 に相当する単位数を算定する。90 日を超える利用に当たっては、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。 また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。 ③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。 イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護の提供に当たる者と	る者とする。 (三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。 (四) 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の 100 分の 80 に相当する単位数を算定する。90 日を超える利用に当たっては、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。 また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。 ③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。 イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護の提供に当たる者と

改 正 後	現 行
してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「居宅介護従業者基準」という。)の別表第 5 に定める内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第 5 に定める内容以上のものをいう。)、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第 8 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。 ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。 ④ 重度訪問介護の所要時間について （一） 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の 1 日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し 8 時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8 時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8 時間までの報酬単価の 95%相当額を算定することとして	してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「居宅介護従業者基準」という。)の別表第 5 に定める内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第 5 に定める内容以上のものをいう。)、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第 8 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。 ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。 ④ 重度訪問介護の所要時間について （一） 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の 1 日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し 8 時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8 時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8 時間までの報酬単価の 95%相当額を算定することとして

改正後	現 行
いるものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。 (例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合 → 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間 → 算定単位 「所要時間12時間以上16時間未満の場合」 (二) 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。 (例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス ・ 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法 1日目分1時間30分として算定 ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法 2日目分6時間30分として算定 (三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、	いるものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。 (例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合 → 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間 → 算定単位 「所要時間12時間以上16時間未満の場合」 (二) 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。 (例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス ・ 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法 1日目分1時間30分として算定 ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法 2日目分6時間30分として算定 (三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、

改正後	現 行
報酬については 1 日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。 ⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて 重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準の別表第 3 に定める内容以上の研修課程又は別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了した者が、①の(一)ア及び(二)に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。 なお、重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準第 1 条第 5 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。)を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程(居宅介護従業者基準の別表第 3 に定める内容以上の研修課程をいう。)又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程(居宅介護従業者基準の別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。 ⑥ 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について (一) 2 の(1)の⑬の(一)の規定を準用する。	報酬については 1 日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。 ⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて 重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準の別表第 3 に定める内容以上の研修課程又は別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了した者が、①の(一)ア及び(二)に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。 なお、重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準第 1 条第 5 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。)を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程(居宅介護従業者基準の別表第 3 に定める内容以上の研修課程をいう。)又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程(居宅介護従業者基準の別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。 ⑥ 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について (一) 2 の(1)の⑬の(一)の規定を準用する。

改正後	現行
(二) 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546号告示第2号イについては、区分6の利用者に対する支援が、当該重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。 当該算定に係る考え方は以下のとおりである。 ア 区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。 イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制	(二) 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546号告示第2号イについては、区分6の利用者に対する支援が、当該重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。 当該算定に係る考え方は以下のとおりである。 ア 区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。 イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制

改 正 後	現 行
限はない。 ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。 エ 新任従業者が複数の区分 6 の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。 (三) 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第 546 号告示第 2 号ロについては、当該重度訪問介護事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者は除く。)が支援を行うために、専門的な支援技術を必要とする利用者に対し、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。 当該算定に係る考え方は以下のとおりである。 ア 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対し、初めて重度訪問介護を提供した従業者ごとに、120 時間以内に限り、所要単位数を算定する。原則として、1 人の重度	限はない。 ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。 エ 新任従業者が複数の区分 6 の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。 (三) 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第 546 号告示第 2 号ロについては、当該重度訪問介護事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者は除く。)が支援を行うために、専門的な支援技術を必要とする利用者に対し、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。 当該算定に係る考え方は以下のとおりである。 ア 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対し、初めて重度訪問介護を提供した従業者ごとに、120 時間以内に限り、所要単位数を算定する。原則として、1 人の重度

改 正 後	現 行
障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。 イ 熟練従業者が複数の従業者に同行した場合の時間に制限はない。 ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。 エ 従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。 ⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、	障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。 イ 熟練従業者が複数の従業者に同行した場合の時間に制限はない。 ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。 エ 従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。 ⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、

改正後	現行
多くの時間帯の算定基準により算定すること。) ⑧ 特定事業所加算の取扱いについて ア 会議の定期的開催 第543号告示第5号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。 なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと	多くの時間帯の算定基準により算定すること。) ⑧ 特定事業所加算の取扱いについて ア 会議の定期的開催 第543号告示第5号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。 なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと

改 正 後	現 行
する。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 イ 文書等による指示 第 543 号告示第 5 号イ(2)(㉔)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・ 利用者の A D L や意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、F A X、メール等によることも可能である。 ウ サービスの提供体制 第 543 号告示第 5 号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時	する。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 イ 文書等による指示 第 543 号告示第 5 号イ(2)(㉔)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・ 利用者の A D L や意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、F A X、メール等によることも可能である。 ウ サービスの提供体制 第 543 号告示第 5 号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時

改 正 後	現 行
間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。 エ 重度障害者対応要件 第 543 号告示第 5 号イ(10)の障害支援区分 5 以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。 オ その他の規定については、2 の(1)の⑭(―)のイ及びウ及び⑮を除く。)の規定を準用する。 ⑨ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第 2 の注 10 の特別地域加算については、2 の(1)の⑮の規定を準用する。 ⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて	間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。 エ 重度障害者対応要件 第 543 号告示第 5 号イ(10)の障害支援区分 5 以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。 オ その他の規定については、2 の(1)の⑭(―)のイ及びウ及び⑮を除く。)の規定を準用する。 ⑨ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第 2 の注 10 の特別地域加算については、2 の(1)の⑮の規定を準用する。 ⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて

改正後	現行
報酬告示第 2 の注 11 の緊急時対応加算については、2 の(1)の⑯の規定を準用する。 ⑪ 移動介護加算の取扱いについて (一) 外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4 時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1 日に、移動介護が 4 時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間 3 時間以上の場合」の単位を適用する。 (二) 同一の事業者が、1 日に複数回の移動介護を行う場合には、1 日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1 日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに 1 日分の所要時間を通算して算定する。 ⑫ 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて (一) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法等他の法令等に留意すること。 (二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対す	報酬告示第 2 の注 11 の緊急時対応加算については、2 の(1)の⑯の規定を準用する。 ⑪ 移動介護加算の取扱いについて (一) 外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4 時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1 日に、移動介護が 4 時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間 3 時間以上の場合」の単位を適用する。 (二) 同一の事業者が、1 日に複数回の移動介護を行う場合には、1 日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1 日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに 1 日分の所要時間を通算して算定する。 ⑫ 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて (一) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法等他の法令等に留意すること。 (二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対す

改正後	現 行
る制御的対応などをいう。 (三) 1日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。 ⑬ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。 ⑭ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑮ 行動障害支援連携加算の取扱いについて (一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。 (二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。)を作成した者(以下(4)の⑬において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサー	る制御的対応などをいう。 (三) 1日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。 ⑬ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。 ⑭ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑮ 行動障害支援連携加算の取扱いについて (一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。 (二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。)を作成した者(以下(4)の⑬において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサー

改 正 後	現 行
ビス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 (三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 ⑯ 入院時支援連携加算の取扱いについて (一) 報酬告示第2の5の3の入院時支援加算については、病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院することが決まった後、当該利用者が入院する前までに、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合（以下「入院前の事前調整」という。）に、重度訪問介護事業所の業務に対し評価を行うものであること。 (二) 重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書により入院前の事前調整を行うこと。なお、この入院時情報提供書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や	ビス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 (三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 ⑯ 入院時支援連携加算の取扱いについて (一) 報酬告示第2の5の3の入院時支援加算については、病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院することが決まった後、当該利用者が入院する前までに、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合（以下「入院前の事前調整」という。）に、重度訪問介護事業所の業務に対し評価を行うものであること。 (二) 重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書により入院前の事前調整を行うこと。なお、この入院時情報提供書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や

改正後	現 行
複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの事業所の一つが代表して作成することも可能であること。また、この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の上、病院又は診療所に提供すること。 (三) 入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助方法（体位変換、食事、排泄等）、障害特性を踏まえた病室等の環境調整（ベッド等の配置など）、入院中の生活や退院後の生活の希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認すること。 (四) 当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合で、かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参加した重度訪問介護事業所ごとに、当該加算が算定されること。 (五) 入院前の事前調整には、できる限り、当該利用者やその家族も同席できるように配慮すること。 ⑰ その他 (一) 重度訪問介護は、同一箇所長に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、一事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。 なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時	複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの事業所の一つが代表して作成することも可能であること。また、この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の上、病院又は診療所に提供すること。 (三) 入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助方法（体位変換、食事、排泄等）、障害特性を踏まえた病室等の環境調整（ベッド等の配置など）、入院中の生活や退院後の生活の希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認すること。 (四) 当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合で、かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参加した重度訪問介護事業所ごとに、当該加算が算定されること。 (五) 入院前の事前調整には、できる限り、当該利用者やその家族も同席できるように配慮すること。 ⑰ その他 (一) 重度訪問介護は、同一箇所長に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、一事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。 なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時

改正後	現行
間は概ね 40 分以上とする。 (二) 2 の(1)の①及び②の規定は、重度訪問介護サービス費について準用する。 ⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第 2 の 6、7 及び 8 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㊹の規定を準用する。 (3) 同行援護サービス費 ① 同行援護の対象者について 第 543 号告示に定める別表第 1 に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の 0 点の項から 2 点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上に該当する者 ② サービス内容 同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。 なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。	間は概ね 40 分以上とする。 (二) 2 の(1)の①及び②の規定は、重度訪問介護サービス費について準用する。 ⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第 2 の 6、7 及び 8 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㊹の規定を準用する。 (3) 同行援護サービス費 ① 同行援護の対象者について 第 543 号告示に定める別表第 1 に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の 0 点の項から 2 点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上に該当する者 ② サービス内容 同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。 なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。

改 正 後	現 行
③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (一) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)→「所定単位数」 (二) 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に 1 年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」 (三) 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成 18 年厚生労働省告示第 556 号。以下「第 556 号告示」という。)第 10 号に定める介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める従業者(厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号)第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和 55 年厚生省告示第 4 号)第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)→「所定単位数」 (四) 令和 3 年 3 月 31 日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(地域生活支援事業通知の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員」とい	③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて (一) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)→「所定単位数」 (二) 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に 1 年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」 (三) 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成 18 年厚生労働省告示第 556 号。以下「第 556 号告示」という。)第 10 号に定める介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める従業者(厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号)第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和 55 年厚生省告示第 4 号)第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)→「所定単位数」 (四) 令和 3 年 3 月 31 日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(地域生活支援事業通知の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員」とい

改正後	現 行
う。)で、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」 (四) 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」 ④ 盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて 盲ろう者向け通訳・介助員(都道府県地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等であって、令和3年3月31日時点で盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。)が、①に規定する者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に相当する障害を有する者(以下「盲ろう者」という。)に対して同行援護を行った場合にあつては所定単位数の100分の25に相当する単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は、本加算と③の四の減算を併せて算定する必要があることに留意すること。 ⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合	う。)で、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」 (五) 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」 ④ 盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて 盲ろう者向け通訳・介助員(都道府県地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等であって、令和3年3月31日時点で盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。)が、①に規定する者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に相当する障害を有する者(以下「盲ろう者」という。)に対して同行援護を行った場合にあつては所定単位数の100分の25に相当する単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は、本加算と③の四の減算を併せて算定する必要があることに留意すること。 ⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合

改正後	現行
のうち、第 546 号告示の第 1 号イに該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、第 1 号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の 2 階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。 ⑥ 同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて 派遣された 2 人の同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員で、1 人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。 ⑦ 同行援護の所要時間について 1 日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が 2 時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が 2 時間未満の場合は、前後の同行援護を 1 回として算定する。なお、身体状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護	のうち、第 546 号告示の第 1 号イに該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、第 1 号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の 2 階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。 ⑥ 同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて 派遣された 2 人の同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員で、1 人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。 ⑦ 同行援護の所要時間について 1 日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が 2 時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が 2 時間未満の場合は、前後の同行援護を 1 回として算定する。なお、身体状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護

改 正 後	現 行
との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。 ⑧ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。 なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。 ⑨ 特定事業所加算の取扱いについて 第543告示の第9号イ(6)の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第548号)第9号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有する者と認める旨の証明書の交付を受けたものの占める割合」	との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。 ⑧ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)。 なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。 ⑨ 特定事業所加算の取扱いについて 第543告示の第9号イ(6)の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第548号)第9号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有する者と認める旨の証明書の交付を受けたものの占める割合」

改正後	現 行
については、2の(3)の③の四に該当する者は含まない。 また、第543号告示第9号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。 なお、その他の規定については、2の(1)の⑭(三を除く。)の規定を準用する。 ⑩ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。 ⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。 ⑫ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。 ⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑭ その他	については、2の(3)の③の四に該当する者は含まない。 また、第543号告示第9号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。 なお、その他の規定については、2の(1)の⑭(三を除く。)の規定を準用する。 ⑩ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。 ⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。 ⑫ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。 ⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑭ その他

改正後	現 行
2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)の規定は、同行援護サービス費について準用する。 ⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第3の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。 (4) 行動援護サービス費 ① 行動援護の対象者について 区分3以上に該当する者であって、行動関連項目合計点数が10点以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)である者 ② サービス内容について 行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。 事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。 (一) 予防的対応 ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地で	2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)の規定は、同行援護サービス費について準用する。 ⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第3の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。 (4) 行動援護サービス費 ① 行動援護の対象者について 区分3以上に該当する者であって、行動関連項目合計点数が10点以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)である者 ② サービス内容について 行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。 事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。 (一) 予防的対応 ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地で

改 正 後	現 行
の行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど (二) 制御的対応 ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応 (三) 身体介護的対応 ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応 イ 食事を摂る場合の食事介助 ウ 入浴及び衣服の着脱介助など ③ 単価適用の留意点 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合にあっては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。	の行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど (二) 制御的対応 ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応 (三) 身体介護的対応 ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応 イ 食事を摂る場合の食事介助 ウ 入浴及び衣服の着脱介助など ③ 単価適用の留意点 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合にあっては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。

改正後	現 行
また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。 ④ 所定単位数等の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあつては、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。 ⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について(支援計画シート等未作成減算) (一) 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものでないことに留意すること。 (二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。 (三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い	また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。 ④ 所定単位数等の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあつては、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。 ⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について(支援計画シート等未作成減算) (一) 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものでないことに留意すること。 (二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。 (三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い

改正後	現 行
具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。 ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。 イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。 ⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2の(1)の⑫の(一)の規定を準用する。 ⑦ 特定事業所加算の取扱いについて (一) 医療・教育等の関係機関との連携 ア 告示第543号第13号イ(2)の(三)について、サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。 イ 医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。	具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。 ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。 イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。 ⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2の(1)の⑫の(一)の規定を準用する。 ⑦ 特定事業所加算の取扱いについて (一) 医療・教育等の関係機関との連携 ア 告示第543号第13号イ(2)の(三)について、サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。 イ 医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

改正後	現行
ウ 利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ること。 (二) 重度障害者対応要件 第543号告示第13号イ(9)の障害支援区分5以上である者、同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者又は行動関連項目合計点数が十八点以上である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。 (三) その他の規定については、2の(1)の⑭(三を除く。)の規定を準用する。 (四) 令和6年3月31日において第543号告示第13号の適用を受けている事業所に係る同号の適用については、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 ⑧ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。 ⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。	ウ 利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ること。 (二) 重度障害者対応要件 第543号告示第13号イ(9)の障害支援区分5以上である者、同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者又は行動関連項目合計点数が十八点以上である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。 (三) その他の規定については、2の(1)の⑭(三を除く。)の規定を準用する。 (四) 令和6年3月31日において第543号告示第13号の適用を受けている事業所に係る同号の適用については、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 ⑧ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。 ⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。

改 正 後	現 行
⑩ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第４の２の初回加算については、２の(1)の⑰の規定を準用する。 ⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第４の３の利用者負担上限額管理加算については、２の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑫ その他 （一）行動援護は、１日１回しか算定できないものである。 （二）２の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)（ただし書を除く。）の規定は、行動援護サービス費について準用する。 ⑬ 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて （一）利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 （二）行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 （三）指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。	⑩ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第４の２の初回加算については、２の(1)の⑰の規定を準用する。 ⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第４の３の利用者負担上限額管理加算については、２の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑫ その他 （一）行動援護は、１日１回しか算定できないものである。 （二）２の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)（ただし書を除く。）の規定は、行動援護サービス費について準用する。 ⑬ 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて （一）利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 （二）行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 （三）指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。

改正後	現行
⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第4の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㊹の規定を準用する。 (5) 療養介護サービス費 ① 療養介護の対象者について 療養介護については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 (一) 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 (二) 区分5以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること。 イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ロ 医療的ケアスコア(スコア表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の者 ハ 行動関連項目合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号。以下「第236号告示」という。)に規定する基準に適合すると	⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第4の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㊹の規定を準用する。 (5) 療養介護サービス費 ① 療養介護の対象者について 療養介護については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 (一) 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 (二) 区分5以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること。 イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ロ 医療的ケアスコア(スコア表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の者 ハ 行動関連項目合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号。以下「第236号告示」という。)に規定する基準に適合すると